
令和3年第3回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

令和3年9月2日(木)

1. 議事日程第1号

令和3年9月2日(木) 午前10時開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 第 3 議長の諸般の報告
- 第 4 議案の上程(議案第71号から議案第93号、報告第9号及び報告第10号)
- 第 5 町長の行政報告及び議案の提案理由の説明
- 第 6 請願の上程(請願1件)
- 第 7 委員会の継続調査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
- 第 8 質疑・討論・採決(議案第83号)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 日程第 3 議長の諸般の報告
- 日程第 4 議案の上程(議案第71号から議案第93号、報告第9号及び報告第10号)
- 日程第 5 町長の行政報告及び議案の提案理由の説明
- 日程第 6 請願の上程(請願1件)
- 日程第 7 委員会の継続調査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
- 日程第 8 質疑・討論・採決(議案第83号)

出席議員(14名)

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1 番 | 横山弘康 | 2 番 | 衛藤和敏 |
| 3 番 | 河島公司 | 4 番 | 細井良則 |
| 5 番 | 松下善法 | 6 番 | 小幡幸範 |

7 番	松本真由美	8 番	石井龍文
9 番	宿利忠明	10番	河野博文
11番	秦時雄	12番	高田修治
13番	藤本勝美	14番	大野元秀

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	清原洋一	議事庶務班主幹	秦久里子
議事庶務班主査	後藤佳子		

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宿利政和	副町長	秋吉一徳
教育長	梶原敏明	総務課長	石井信彦
基地・防災対策課長 兼政策法務課長	瀧石裕一	企画商工観光課長	衛藤正
企画商工観光課参事	藤井正盛	税務課長	穴井陸明
福祉保険課長	西村正明	子育て健康支援課長	横山芳嗣
建設水道課長	長柄義正	農林課長兼 農業委員会 事務局長	藤原八栄
人権確立・ 部落差別解消 推進課長兼 隣保館長	山本恵一郎	会計管理者兼 会計課長兼 住民課長	時枝弘法
教育政策課長兼 学校給食センター所長	長尾孝宏	教育政策課 指導企画監	佐藤貴司
社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海洋 センター所長兼 わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	秋好英信	社会教育課参事	武石洋子
監査委員 事務局長	和田育男	監査委員	河野好美
総務課長補佐兼 行政班主幹	神田裕一		

上程議案

議案第71号 令和2年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第72号	令和2年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第73号	令和2年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第74号	令和2年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第75号	令和2年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第76号	令和2年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第77号	令和2年度玖珠町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
議案第78号	令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）
議案第79号	令和3年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第80号	令和3年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第81号	令和3年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議案第82号	令和3年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第83号	玖珠町教育委員会委員の任命について
議案第84号	玖珠町過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第85号	辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の一部変更について
議案第86号	玖珠町自転車等の放置の防止に関する条例の制定について
議案第87号	玖珠町個人情報保護条例の一部改正について
議案第88号	玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第89号	玖珠町税特別措置条例の一部改正について
議案第90号	玖珠町使用料条例の一部改正について
議案第91号	玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部改正について
議案第92号	町道路線の廃止について
議案第93号	町道路線の認定について
報告第9号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について
報告第10号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について

午前10時00分開議（開会）

○議長（大野元秀君） おはようございます。

開会に先立ちまして、申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入出時においては、備付けの消毒液で手の消毒をされ、マスク着用の上、貼り紙のある席

の利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

ただいまの出席議員は14名です。

議会の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、令和3年第3回玖珠町議会定例会は成立いたしました。

よって、ここに本定例会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大野元秀君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

議事録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

4番 細井良則君

10番 河野博文君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大野元秀君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長藤本勝美君。

○議会運営委員長（藤本勝美君） おはようございます。

議会運営委員会協議結果について御報告いたします。

令和3年第3回玖珠町議会定例会開催に当たり、去る8月26日に議会運営委員会を開催いたしました。本定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案取扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日9月2日から27日までの26日間としたいと思います。

本定例会に上程されます議案は、令和2年度決算認定案件7件、令和3年度一般会計補正予算案件1件、令和3年度特別会計補正予算案3件、令和3年度水道事業会計補正予算案件1件、人事案件1件、過疎関係の計画策定案件1件、辺地に係る計画変更案件1件、条例の制定並びに一部改正案件6

件、町道路線廃止及び認定案件 2 件の 23 議案と報告案件 2 件でございます。また、今定例会に請願 1 件が提出されております。

なお、決算認定案件の 7 議案は、決算特別委員会を設置して審査の付託を行いたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

また、議案第 83 号は人事案件でございます。この議案につきましては、議案の性格上、委員会付託を省略して、本日の日程の中で質疑、討論、採決をお願いしたいと思います。

次に、本定例会の一般質問者は 8 名であります。一般質問は、8 日と 9 日、2 日間で、1 日目に 4 名、2 日目に 4 名の日程で行いたいと思います。

どうか、本定例会に対する議会運営委員会の意向を御理解いただきまして、慎重なる審議をいただき、議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、玖珠町議会では、5 月 1 日から 10 月 31 日までをクールビズ期間として、ノーネクタイ対応としております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議 長（大野元秀君） お諮りします。

ただいま議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今定例会の会期は本日 9 月 2 日から 9 月 27 日までの 26 日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日 9 月 2 日から 9 月 27 日までの 26 日間と決定いたしました。

議会運営委員会委員長藤本勝美君は、自席へお戻りください。

日程第 3 議長の諸般の報告

○議 長（大野元秀君） 日程第 3、議長の諸般の報告です。

まず、新型コロナウイルス感染症ですが、お盆を境に感染者が急増し、24 日には第 74 回の大分県民体育大会の中止が発表されました。大分県でも国の指針に倣って、新しいおおいた旅割の新規予約中止や、飲食店への午後 9 時までの営業時間の短縮を要請しています。要請に応じた飲食店には協力金が支払われるものの、町内各事業所の事業継続も心配されるところです。

連日のマスコミ報道で、多くの感染者数とともに医療現場の窮状が報告されていますが、このような中、頑張っておられる医療関係者の方々には、感謝の気持ちでいっぱいです。我々一人一人が感染対策を徹底し、自覚を持って生活しなければならないと考えております。

また、8 月 11 日からの長雨で、町内でも 4 棟の住宅に被害が報告されるなど、昨年 7 月豪雨災害の復旧も終わらない中での災害であり、住民の不安も大きいと思われまふ。一日も早い復旧への取組をお願いいたします。

今議会にも、災害復旧関連の予算が上程されるようでございますので、迅速な審議を進めていただきたいと考えております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案の上程（議案第71号から議案第93号、報告第9号及び報告第10号）

○議長（大野元秀君） 日程第4、議案の上程を行います。

今定例会に提出されました議案第71号から議案第93号までの23議案及び報告2件を一括上程したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、定例会に提出されました議案第71号から議案第93号までの23議案及び報告2件は、一括上程することに決定しました。

日程第5 町長の行政報告及び議案の提案理由の説明

○議長（大野元秀君） 日程第5、町長の行政報告及び提案理由の説明を求めます。

宿利町長。

○町長（宿利政和君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用中にもかかわらず、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、まず行政報告を申し上げ、その後、提案いたします議案につきまして説明を申し上げ、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げたいというふうに思っております。

それでは、初めに8月に行われました行事等につきまして、報告を申し上げます。

まず、8月10日、玖珠町の地域や自然、人材を活用した体験的学習とGIGAスクールとの融合をテーマに、玖珠町の未来を創る人材育成会議、くすまち未来の創造プロジェクト2021キックオフシンポジウムがメルサンホールで開催されました。当日は、コロナウイルス感染防止を考慮しまして参加者を制限した中での開催となりましたが、グーグルアメリカ本社元副社長の村上憲郎氏をはじめ、国内のICT教育やESD、これは持続可能な開発のための教育というものでございますが、それらの分野で御活躍をされている方々にパネラーとして参加をいただきました。

第1部のシンポジウムでは、アフターコロナを見据えた新たな時代の教育について、グローバルな視点からの御意見をいただくとともに、第2部では、田舎発学びのイノベーションと題して、町内の4つの小・中学校での活動事例の発表と活発な意見交換が行われたところでございます。

その会議の結びには、パネラーの方々から、玖珠町のGIGAスクールの取組は全国的にもフロン

ティアの役割を果たしており、これからも玖珠から全国に発信してほしいという大変名誉あるエールをいただいたところでございます。

続きまして、社会教育関係について報告を申し上げます。

本年度の第9回久留島武彦顕彰全国語りべ大会は、町内での本大会開催を中止いたしまして、8月1日に音声審査での実施となりました。全国各地から一般の部で53名、小学生の部で11名の計64名の応募があり、1次、2次の審査を経た後、全国童話人協会榎葉和英会長、おおいた語りべの会后藤惣一会長、そして元NHKチーフアナウンサーの島田 稔様の3名による最終審査が行われまして、各部門で合わせて7名の入賞者が決定をされました。

第1位の久留島武彦賞を、小学生の部では広島県の6年生金政杏香さんが受賞され、一般の部では東京都の三野友華子さんがそれぞれ受賞されたところでございます。

来年の節目の第10回大会となります記念大会にふさわしい内容となるよう、今から準備を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、日本遺産、やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく～が認定をされて5年目を迎えました。やばけい遊覧の構成文化財は、町内に10項目が認定されておりますが、昨年度より追加申請をしていましたところ、文化庁の日本遺産審査・評価委員会から、新たに、万年山、森町のきんつば、慈恩の滝、三日月の滝の4項目が認定を受けることになりました。玖珠町の潜在的な地域資源や文化的価値が評価された結果でありまして、引き続き中津市と連携を図りながら、歴史文化や観光振興の発展につなげてまいりたいと考えております。

そのほか、開催が予定されておりました第74回大分県民体育大会、本町で開催を予定しておりました海上自衛隊佐世保音楽隊ふれあいコンサート、それから第62回玖珠町民体育大会につきましては、コロナ感染拡大を考慮し、中止することとなりました。

次に、パラリンピックの採火式につきまして報告を申し上げます。

東京2020パラリンピックの聖火リレー、聖火フェスティバルにおきまして、大分県内17か所の採火場所の一つに暁雲福祉会ウインド2、玖珠・森のクレヨン厨房の火が選ばれ、8月16日月曜日に、玖珠・森のクレヨン、森の米蔵において採火式が行われました。その火は、カフェで厨房を担当しておられます阿南 泉さんによって、カフェレストランの厨房から採火され、玖珠町及び九重町の代表である菅原博文さん、そして佐藤清正さんが、玖珠郡の火として命名された森風の火を掲げることができました。

採火された火は、大分県集火式に向けて別府市の太陽の家に運ばれた後、県内全市町村カラーの火が一つになり、パラリンピックの開催地である東京に送り出されました。玖珠の火、森風の火が世界中から集まったパラアスリートたちの応援の聖火となったこととなります。

続いて、8月23日月曜日ではありますが、コロナ感染防止対策事業として製作しておりました飛沫感染防止タオルが完成いたしまして、不織布マスクとセットにして町内の料飲組合や小・中・高校生に配布するため、関係者に出席をいただき、贈呈式を行いました。今回タオルの製作をお願いいたしま

した今治市は、皆様方御存じのとおり全国でも有名なタオルの生産地でございますが、玖珠町とはくろしま水軍を縁として、以前から相互交流を続けておりました。食事のときに、飛沫感染防止、「はよいねコロナ！」と記載されたタオルを使用することで、少しでもマスク会食として活用いただくことにより、感染拡大防止につなげることを願ったタオル配布であります。

以上で行政報告を終わりました、引き続き今定例議会に上程しております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

それでは、初めに令和2年度の決算の認定に関する議案でございます。

お手元の議案集の5ページから10ページを、順次御覧いただきたいと思っております。

議案第71号は、令和2年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。議案第72号は、令和2年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。議案第73号は、令和2年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。議案第74号は、令和2年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。議案第75号は、令和2年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。議案第76号は、令和2年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

以上申し上げました6つの議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するというものでございます。

それでは、続いて議案集の11ページをお開き願います。

議案第77号は、令和2年度玖珠町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。この議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定に付するというものでございます。

なお、議案第71号から議案第77号までの令和2年度玖珠町一般会計及び特別会計の決算の認定につきましては、設置が予定されております決算特別委員会において説明を申し上げ、御審議を賜りたいと考えております。

続きまして、議案第78号、令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。お手元に別紙にて配付を申し上げます令和3年度補正予算案（第5号）の概要及び内訳についても、併せて御参照賜りたいと思っております。

では、別冊の令和3年度一般会計補正予算（第5号）の3ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,316万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ108億9,371万9,000円とするものでございます。今回の補正の主な内容は、令和3年8月11日からの大雨に伴う災害復旧対策事業に1億5,956万円の増額、そのほか行政運営における緊急性の高い経費などの計上を行っているところでございます。

続いて、4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入につきましては、15款国庫支出金、16款県支出金、19款繰入金、20款繰越金の補正が主なものとなっております。

6 ページをお開き願います。

15款の国庫支出金でございますが、災害復旧費国庫負担金や土木費国庫補助金などの増額で5,569万1,000円を増額し、補正後の額は20億3,736万9,000円になるというものでございます。

16款の県支出金は、農林水産業費県補助金や災害復旧費県補助金などの増額で8,474万2,000円を増額し、補正後の額は14億4,310万1,000円になるというものでございます。

19款の繰入金でございますが、財政調整基金の減額、森林環境譲与税基金などの増額で4,763万8,000円を減額し、補正後の額を7億6,705万9,000円にするというものでございます。

20款の繰越金でございますが、令和2年度決算に伴う繰越金を1億9,978万9,000円増額いたしまして、補正後の額を2億7,478万9,000円にするというものでございます。

続いて、8 ページを御覧いただきたいと思えます。

これから歳出でございますが、農林水産業費、土木費、災害復旧費が主なものとなっております。

9 ページでございますが、6 款の農林水産業費は、主に産地パワーアップ事業補助金の廃止、それから、ため池調査委託料を増額するもので、6,327万6,000円を増額し、補正後の額を7億1,488万3,000円にするというものであります。

8 款の土木費でございますが、主に、県営工事負担金や町営住宅営繕工事ほか工事請負費を増額するもので、3,526万4,000円を増額し、補正後の額を4億2,208万円にするというものでございます。

10ページをお開き願います。

11款の災害復旧費は、主に耕地災害復旧費や道路橋梁災害復旧費を増額するもので、1億5,956万円を増額し、補正後の額を14億4,091万2,000円にするというものでございます。

続いて、11ページを御覧いただきたいと思えます。

第2表の債務負担行為補正につきましては、玖珠九重行政事務組合玖珠葬斎場長期包括的運営管理委託料のほか、2つの事業を追加し、新型コロナウイルス感染症緊急経営対策費新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業を変更するというものでございます。

12ページをお開き願います。

第3表で地方債補正について掲載しております。現在、発生している公共土木施設単独災害復旧事業のほか、2つの事業を追加し、公営住宅解体事業のほか、1事業を変更するというものでございます。

13ページから37ページにかけましては、予算に関する説明書となっております。詳細につきましては、予算常任委員会の中で説明を申し上げたいと考えております。

以上が、令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）の主なものとなっております。

続きまして、議案第79号、令和3年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,593万円を追加するというものでございまして、歳入では繰越金、歳出では諸支出金の償還金が主な内容となっております。

続きまして、議案第80号でございますが、令和3年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,411万1,000円を追加するものでございまして、歳入では過年度介護給付費負担金や繰越金の計上、歳出では基金積立金、諸支出金の償還金の計上などが主な内容となっております。

続きまして、議案第81号、令和3年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ136万6,000円を追加するものでありまして、歳入では繰越金、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の計上となっております。

続きまして、議案集を御準備いただきまして、3ページをお開き願いたいと思います。

議案第83号でございますが、玖珠町教育委員会委員の任命についてでございます。

〔「12ページ」と呼ぶ者あり〕

○町長（宿利政和君） 12ページ、ごめんなさい、失礼しました。議案集では、12ページの間違いでございます。訂正をお願いいたします。議案集の12ページを御覧いただきたいと思います。

もう一度申し上げます。議案第83号は、玖珠町教育委員会委員の任命についてでございます。

この議案は、玖珠町教育委員会委員の日隈敏子さんの任期が令和3年9月30日をもって満了となるため、後任の委員といたしまして、玖珠町大字綾垣285番地、自治区は古後になりますけれども、日隈茂一朗氏を玖珠町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるというものでございます。

なお、日隈氏の任期は令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間となっております。また、お手元の上程議案の参考資料集の3ページに、御本人の承諾をいただきまして略歴を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

続いて、議案集の13ページをお開き願います。

議案第84号は、玖珠町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。

この議案は、玖珠町過疎地域持続的発展計画を作成するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるというものでございます。

本年4月1日に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び同法施行令が施行されたことによりまして、法に基づく財政上の特別措置を活用する際は、令和3年度を初年度とする5年間の過疎地域持続的発展市町村計画を策定することとなっております。第6次総合計画等各種計画との整合を取りながら、総合的かつ計画的な対策を実施し、過疎地域の持続的発展を図るため、提出するというものでございます。

なお、別添のデータで玖珠町過疎地域持続的発展計画（案）を配付しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の14ページをお開き願います。

議案第85号は、辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の一部変更についてでございます。

この議案は、平成29年3月21日に議決を賜りました辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画、これは平成29年度から令和3年度までの5か年でございますが、これに変更が生じたため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

主な変更内容につきましては、令和5年度にかけまして新設中の大原野から広域農道日田につながる農道に関して、公共的施設の整備計画にあります事業量が当初の計画より増加することに伴いまして、令和3年度の事業費及び辺地債を増額するため、本計画を変更するというものでございます。

なお、参考資料集の4ページに総合整備計画書を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の15ページをお開き願います。

議案第86号でございますが、玖珠町自転車等の放置の防止に関する条例の制定についてでございます。

この議案は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の規定に基づく事項、そのほか必要な事項を定めることにより、公共の場所における自転車等の放置を防止し、良好な生活環境を確保するため、条例制定を行うというものでございます。

自転車等の放置に関しましては、現状といたしまして、豊後森駅横の公共駐輪場を主に、20台程度の自転車等が放置されている状況でございます。玖珠警察署から度々の相談もございまして、そのほかの公共施設においても同様に解決していく必要があることから、現状では禁止区域に指定していない限り警告や移動等ができないため、本条例の制定によりまして、放置を防止していくこととするものでございます。

なお、参考資料集の5ページに放置自転車の現況写真及び放置禁止想定区域を記載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の18ページをお開き願います。

議案第87号は、玖珠町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条による、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、町条例における、いわゆる条ずれ等に対応するため提出をするというものでございます。

改正の内容につきましては、国の情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されたことから、所管が総務大臣から内閣総理大臣に変更され、併せて、条ずれ等が生じたため改正するというものでございます。

なお、参考資料集では、6ページに関係条例の新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案集の19ページをお開き願います。

議案第88号でございますが、玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、先ほどの議案第87号と同様の改正でありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4号の追加に伴い、同号以降の号名を引用している条例を改正するため、提出をするというものでございます。

これにつきましても、参考資料集の7ページに関係資料を掲載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案集の20ページをお開き願います。

議案第89号は、玖珠町税特別措置条例の一部改正についてでございます。

この議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴いまして、本条例の改正を行うため提出をするというものでございます。

改正の主な内容につきましては、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業用の資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等の販売業について課税の免除を行った場合に、地方税の減収の75%を普通交付税で補填するというものでございますが、本改正によりまして、対象業種の追加や取得価額が2,700万円を超える要件を500万円以上に緩和し、適用期間につきましても令和6年3月31日までの3年間延長することで、対象者の拡充を図るというものでございます。

この件につきましても、参考資料集では8ページから13ページにかけまして関係資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

続いて、議案集の23ページをお開き願います。

議案第90号でございますが、玖珠町使用料条例の一部改正についてでございます。

この議案は、北山田自治会館新築工事の完了によりまして、公の施設の名称、区分の変更を行うため、提出をするというものでございます。

北山田自治会館新築工事の完了も間近になりまして、10月1日から北山田地区コミュニティ運営協議会に指定管理での運用を開始いたします。これに先立ちまして、施設及び会議室等の名称の変更を行うため、本条例の一部を改正するというものでございます。施設の使用料や冷暖房料の金額につきましては、変更は行わないこととしております。

この件につきましても、参考資料集では14ページに関係資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の25ページを御覧いただきたいと思っております。

議案第91号は、玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、玖珠町地域公共交通活性化協議会で運賃や路線について協議を行う中で路線の改定の合意が得られたため、提出するというものでございます。

福祉バスの運行路線の見直しにより、区間を変更し、起点、終点の変更協議には、協議会の開催時期や国の申請時期等のタイムロスを解消するため、規則で定めることとするものでございます。これに伴いまして、令和3年10月1日から、現在運行中の運行路線を新たな区間として変更し、回数券の発行等についても条文を追加するというものでございます。

参考資料集では、15ページから18ページにかけまして関係資料を掲載しておりますので、御参照を賜りたいと思います。

続きまして、議案集の27ページをお開き願います。

議案第92号でございますが、町道路線の廃止について（杉河内線）でございます。

この議案は、町道杉河内線の終点部から県道菅原山浦線までの区間において区間を延長するため、現在の町道杉河内線、実延長が612.05メートルございますが、これを一旦廃止するというものでございます。

参考資料集では、19ページに廃止をする位置図を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思います。

続く議案第93号は、関連いたしますが、町道路線の認定について、同じく杉河内線についてでございます。

この議案は、議案第92号で、町道路線の廃止について（杉河内線）に関連したものでございまして、道路法第8条第2項に基づき、町道として認定するため議会の議決を求めるというものでございます。

この道路は、玖珠町町道認定基準要綱第2条第1項の路線の起点及び終点が主要道路と接続している道路に該当し、かつ同要綱第3条の路線認定の要件を全て備えていることから、廃止前の実延長612.05メートルに275.3メートルを延長し、総延長887.35メートルとして認定するというものでございます。

これについても、参考資料集の20ページに認定する位置図を掲載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案集の29ページを御覧いただきたいと思っております。

報告第9号でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定についてでございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、令和2年度決算に基づく健全化判断比率について、算定の基礎となる事項を記載した書類を、玖珠町監査委員の意見を付して議会に報告し、かつ公表しなければならないことから、次のとおり報告するものでございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、これらを健全化判断比率と申しますが、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画、または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。今年度も玖珠町におきましては、これら全ての比率において基準以下であり、計画を策定する必要はございません。

括弧書きの中は、同法に基づく早期健全化基準でございます。袖括弧書きがありますけれども、実質黒字額による比率でありまして、マイナスの表示をしているものでございます。

続きまして、議案集の30ページをお開き願います。

報告第10号でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定についてでございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、令和2年度決算に基づく玖珠町簡易水道特別会計及び玖珠町水道事業会計の資金不足比率について、玖珠町監査委員の意見を付して議会に報告するというものでございます。

これは、公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ当該資金不足比率を公表するというものでございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率を示すものでございます。

それでは、まず、簡易水道特別会計の資金不足比率についてでございますが、資金不足額は、なしとなっております。

次に、水道事業会計でございますが、こちらも資金不足は、なしとなっております。

それから、議案第82号の令和3年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入では国庫補助金、歳出では災害復旧費等の営業設備費で477万円を追加するというものでございます。

これは入っておりませんでしたので、追加をお願い申し上げたいと思っております。

以上で、今議会に提案を申し上げました決算の認定案件7件、補正予算案件が5件、人事案件が1件、計画の策定案件が1件、計画の一部変更案件が1件、条例制定案件が1件、それから条例の一部改正案件が5件、認定の廃止及び認定案件が2件、報告案件が2件の計25件でございます。

以上で、令和3年第3回玖珠町議会定例会に上程をさせていただき議案の提案理由の説明とさせていただきます。どうぞ御審議、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

日程第6 請願の上程（請願1件）

○議長（大野元秀君） 日程第6、請願の上程を行います。

お手元に配付してあります文書表のとおり、請願1件が提出されております。

これを上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件は上程することに決しました。

ここで、請願第3号について、紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する、今回は請願であります。

請願書。

玖珠町議会議長、大野元秀様。

紹介議員、玖珠町議会議員、河島公司。

請願者、大分県大分市大手町3の2の9、大分県地方自治研究センター、理事長、中山敬三。

新型コロナウイルスの出現により、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援の充実、地域交通の維持・確保など、少子高齢化の伸展とともに従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。

一方、公的サービスを担う人材が減少し、新たなニーズの対応が困難となる中、近年多発している大規模災害やデジタルガバメント化への対応も迫られています。

2021年度予算における地方財政の一般財源総額は過去最高水準となり、地方交付税も昨年度に比べ増加し、高い水準が確保されています。しかし、地方の行政ニーズは新型コロナウイルス感染症対策により、さらなる多様化、増加が予想されることから、さらなる地方財政の充実、強化が求められています。

新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるか、大きな不安が残されています。

2022年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、9月議会において、別紙のとおり意見書を国及び関係機関へ提出していただくよう請願します。

提出先につきましては、そこにあるように、国と関連機関であります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

日程第7 委員会の継続調査結果の報告及び委員長報告に対する質疑

○議長（大野元秀君） 日程第7、委員会の継続調査結果の報告及び委員長報告に対する質疑を行います。

基地対策特別委員会の報告を求めます。

基地対策特別委員会委員長藤本勝美君。

○基地対策特別委員長（藤本勝美君） 基地対策特別委員会報告（閉会中）。

令和3年第2回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会所掌事務について、閉会中の継続審査とした事件の調査結果を報告します。

8月26日、執行部をはじめ基地対策特別委員会委員出席の下、委員会を開催しました。

主な経過報告。

8月11日、九州防衛局企画部次長関氏、転任挨拶のため来庁、挨拶を受けました。

8月19日、日出生地区自治委員と基地対策特別委員会との意見交換会。

8月26日、基地対策特別委員会を開催いたしました。

付議事項。

1) 日出生地区自治委員と基地対策特別委員会との意見交換会について。

8月19日19時から、西部方面総監部、九州防衛局、防衛省への要請のための日出生地区自治委員との意見交換会を行いました。主な意見、要望は、次のとおりです。

採草地に自衛隊車両の乗り入れや陣地構築をするため、採草箇所が減少しているので対応してもらいたい。

ヘリのホバリングが、車谷や黒岳の放牧地付近と演習場外で行われており、騒音が激しいので、ホバリングの位置変更や防音対策を検討してもらいたい。

砲撃音が近年大きくなっているが、防音工事の対象拡大はできないか。

2) 要望書の精査について。

地元住民の意見要望を基に、今回の委員会において要望書の内容を執行部と委員で1回目の精査を行いました。今後、確認などが必要な事項については、再度内容を精査したいと考えています。

3) 今後の予定。

西部方面総監部、九州防衛局、防衛省への要請行動については、新型コロナウイルス感染拡大の状況により変更の可能性があります。西部方面総監部、九州防衛局については10月、防衛省については11月で実施したいと考えています。

委員会としては、基地問題の対応について、執行部と共に問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査することと決しました。

以上。

○議 長（大野元秀君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、継続審査の報告及び委員長報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第83号は、人事案件であります。

この議案につきましては、議会運営委員長より報告がありましたように、議案の性格上、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号は委員会付託を省略し、直ちに本日の議題とすることに決定いたしました。

日程第8 質疑・討論・採決（議案第83号）

○議長（大野元秀君） 日程第8、質疑・討論・採決を行います。

議案集12ページをお開きください。

議案第83号、玖珠町教育委員会委員の任命について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第83号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第83号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） これより採決を行います。

議案第83号、玖珠町教育委員会委員の任命について、原案どおり賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第83号は、原案のとおり同意することに決しました。

お諮りします。

明日3日から6日は議案考察のため休会とし、7日は議案質疑としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、明日3日から6日は議案考察のため休会とし、7日は議案質疑とすることに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年9月2日

玖珠町議会議長 大野元秀

署名議員 細井良則

署名議員 河野博文